

新潟県林業土木業務委託標準仕様書 新旧対照表 (表紙)

改正 (令和6年4月)	現行 (令和5年8月)	備考
<p data-bbox="271 571 860 767">新潟県林業土木業務委託標準仕様書 (調査・測量・設計) 令和<u>6</u>年<u>4</u>月</p> <p data-bbox="421 1123 712 1161">新潟県農林水産部</p>	<p data-bbox="1240 571 1830 767">新潟県林業土木業務委託標準仕様書 (調査・測量・設計) 令和5年<u>8</u>月</p> <p data-bbox="1386 1123 1677 1161">新潟県農林水産部</p>	

新潟県林業土木業務委託標準仕様書 新旧対照表 (表紙)

改正 (令和6年4月)	現行 (令和5年8月)	備考
<p>新潟県林業土木業務委託標準仕様書 (調査・測量・設計) 改定経緯</p> <p>平成9年4月1日 制定 平成25年4月1日 一部改正 平成27年2月1日 一部改正 平成30年12月1日 全部改正 (調査、測量、設計) 令和3年4月1日 一部改正 (調査、測量、設計) 令和4年4月1日 一部改正 (調査、測量、設計) 令和5年4月1日 一部改正 (調査、測量、設計) 令和5年8月1日 一部改正 (調査、測量、設計) <u>令和6年4月1日 一部改正 (調査、測量、設計)</u></p> <p>※ () 内は改正業務</p> <p>(参考) 平成30年5月1日「新潟県治山計画作成等業務委託標準仕様書」を制定したが、平成30年12月1日「新潟県林業土木業務委託標準仕様書 (調査・測量・設計)」の改定に伴い、これを廃止する。</p>	<p>新潟県林業土木業務委託標準仕様書 (調査・測量・設計) 改定経緯</p> <p>平成9年4月1日 制定 平成25年4月1日 一部改正 平成27年2月1日 一部改正 平成30年12月1日 全部改正 (調査、測量、設計) 令和3年4月1日 一部改正 (調査、測量、設計) 令和4年4月1日 一部改正 (調査、測量、設計) 令和5年4月1日 一部改正 (調査、測量、設計) 令和5年8月1日 一部改正 (調査、測量、設計)</p> <p>※ () 内は改正業務</p> <p>(参考) 平成30年5月1日「新潟県治山計画作成等業務委託標準仕様書」を制定したが、平成30年12月1日「新潟県林業土木業務委託標準仕様書 (調査・測量・設計)」の改定に伴い、これを廃止する。</p>	

地質・土質調査業務標準仕様書 新旧対照表

改正 (令和6年4月)	現行 (令和5年8月)	備考
<p data-bbox="302 571 797 687">地質・土質調査業務標準仕様書 令和<u>6</u>年<u>4</u>月</p> <p data-bbox="407 1023 692 1059">新潟県農林水産部</p>	<p data-bbox="1211 571 1706 687">地質・土質調査業務標準仕様書 令和<u>5</u>年<u>8</u>月</p> <p data-bbox="1317 1023 1601 1059">新潟県農林水産部</p>	

地質・土質調査業務標準仕様書 新旧対照表

改正（令和6年4月）	現行（令和5年8月）	備考
<p>目次 （略） 項番号の変更については、新旧対照表は省略する。</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1101条～第1107条 （略）</p> <p>第1108条 主任技術者 1～2 （略） 3 主任技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）のいずれかの資格を有する者又は、これと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。 <u>なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつ、その範囲が、第1302条第2項から第4項までの場合は、地質・土質調査業務について専門的な知識及び技術を有し、かつ、その実務経験が通算2箇年以上ある者で、業務に該当する資格[*]の登録を受けた技術者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者）を主任技術者とすることができる。</u> 4～5 （略） ※ 業務に該当する資格は、地質調査技士、林業技士等をいう。</p> <p>第1109条～第1117条 （略）</p> <p>第1118条 成果物の提出 1 受託者は、地質・土質調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。 2～4 （略） <u>5 受託者は、機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受け、検定証明書を委託者に提出するとともに、委託者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。</u></p> <p>第1119条～第1132条 （略）</p> <p>第1133条 安全等の確保 1～4 （略） 5 受託者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1)～(5) （略） <u>(6) 受託者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。</u> 6～9 （略）</p>	<p>目次 （略）</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1101条～第1117条 （略）</p> <p>1～2 （略） 3 主任技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）のいずれかの資格を有する者又は、これと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。 <u>(追記)</u></p> <p>4～5 （略） ※ 業務に該当する資格は、地質調査技士、林業技士等をいう。</p> <p>第1109条～第1117条 （略）</p> <p>第1118条 成果物の提出 1 受託者は、地質・土質調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。 2～4 （略） <u>(新設)</u></p> <p>第1119条～第1132条 （略）</p> <p>第1133条 安全等の確保 1～4 （略） 5 受託者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1)～(5) （略） <u>(新設)</u> 6～9 （略）</p>	<p></p> <p>なお書きの追記</p> <p>国（林野庁）に準拠</p> <p>国（林野庁）改正に準拠</p> <p>国（林野庁）改正に準拠</p>

地質・土質調査業務標準仕様書 新旧対照表

改正（令和6年4月）	現行（令和5年8月）	備考
<p>第1133条～第1139条（略）</p> <p>第1140条 <u>環境負荷低減への取組み</u> <u>受託者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組みに努めるものとする。</u></p> <p><u>1 オフィス、車両、機械等の電気及び燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組み（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）</u></p> <p><u>2 臭気や害虫の発生源となるものの適正な管理及び処分</u></p> <p><u>3 プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用</u></p> <p><u>4 環境負荷低減に配慮した物品の調達</u></p> <p><u>5 みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施</u></p> <p>第2章～第8章（略）</p>	<p>第1133条～第1139条（略）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第2章～第8章（略）</p>	<p>国（林野庁） 改正に準拠</p>

測量業務標準仕様書 新旧対照表

改正（令和6年4月）	現行（令和5年8月）	備考
<p data-bbox="383 568 712 608">測量業務標準仕様書</p> <p data-bbox="439 644 651 684">令和<u>6</u>年<u>4</u>月</p> <p data-bbox="405 1034 689 1074">新潟県農林水産部</p>	<p data-bbox="1319 568 1648 608">測量業務標準仕様書</p> <p data-bbox="1375 644 1588 684">令和<u>5</u>年<u>8</u>月</p> <p data-bbox="1341 1034 1626 1074">新潟県農林水産部</p>	

測量業務標準仕様書 新旧対照表

改正（令和6年4月）	現行（令和5年8月）	備考
<p>目次（略） 項番号の変更については、新旧対照表は省略する。</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2101条～第2104条（略）</p> <p>第2105条 業務の実施</p> <p>1 林道路線測量、山地治山等測量、深淺測量、汀線測量及び環境生物調査業務は、標準仕様書及び特記仕様書により実施するものとする。 基準点測量（基準点測量及び水準測量）、用地測量、空中写真測量及び航空レーザ測量は、標準仕様書、特記仕様書及び「国土交通省公共測量作業規程」※（以下「公共測量作業規程」という。）により実施するものとする。 なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、標準仕様書及び特記仕様書によるものとし、定めのない場合は、公共測量作業規程第5条第3項第1号及び第2号によるものとする。 ※ 測量法（昭和24年法律第188号）第33条第1項の規程に基づき、国土交通大臣の承認を得た承認年月日及び番号を記載する。</p> <p><u>2 本業務において、基準点（電子基準点、三角点、水準点等）を複数使用する可能性のある測量を実施する場合は、測量法（昭和24年法律第188号）第5条第1号及び第2号の規定に基づく測量（以下「公共測量」という。）に該当するものであるか国土地理院に確認することとし、公共測量に該当するとなった場合には、直ちにその旨を監督員に報告するものとする。</u> <u>なお、委託者が行う公共測量の手続きに必要な書類作成については、監督員が必要に応じて、第2122条第1項の規定に基づき指示できるものとする。</u></p> <p>第2106条～第2132条（略）</p> <p>第2133条 安全等の確保</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 受託者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1)～(5)（略） <u>(6) 受託者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。</u></p> <p>6～8（略）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2101条～第2104条（略）</p> <p>第2105条 業務の実施</p> <p>1 林道路線測量、山地治山等測量、深淺測量、汀線測量及び環境生物調査業務は、標準仕様書及び特記仕様書により実施するものとする。 基準点測量（基準点測量及び水準測量）、用地測量、空中写真測量及び航空レーザ測量は、標準仕様書、特記仕様書及び「国土交通省公共測量作業規程」※（以下「公共測量作業規程」という。）により実施するものとする。 なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、標準仕様書及び特記仕様書によるものとし、定めのない場合は、公共測量作業規程第5条第3項第1号及び第2号によるものとする。 ※ 測量法（昭和24年法律第188号）第33条第1項の規程に基づき、国土交通大臣の承認を得た承認年月日及び番号を記載する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第2106条～第2132条（略）</p> <p>第2133条 安全等の確保</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 受託者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1)～(5)（略） <u>(新設)</u></p> <p>6～8（略）</p>	<p></p> <p>国（林野庁）改正に準拠</p> <p>国（林野庁）改正に準拠</p>

測量業務標準仕様書 新旧対照表

改正（令和6年4月）	現行（令和5年8月）	備考
<p>第2134条～第2139条（略）</p> <p><u>第2140条 環境負荷低減への取組み</u> <u>受託者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組みに努めるものとする。</u></p> <p><u>1 オフィス、車両、機械等の電気及び燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組み（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）</u> <u>2 臭気や害虫の発生源となるものの適正な管理及び処分</u> <u>3 プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用</u> <u>4 環境負荷低減に配慮した物品の調達</u> <u>5 みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施</u></p> <p>第2章～第5章（略）</p>	<p>第2134条～第2139条（略） <u>（新設）</u></p> <p>第2章～第5章（略）</p>	<p>国（林野庁）改正に準拠</p>

設計業務等標準仕様書新旧対照表

改正 (令和6年4月)	現行 (令和5年8月)	備考
<p data-bbox="369 576 734 695">設計業務等標準仕様書 令和<u>6</u>年<u>4</u>月</p> <p data-bbox="405 1046 698 1086">新潟県農林水産部</p>	<p data-bbox="1312 576 1677 695">設計業務等標準仕様書 令和<u>5</u>年<u>8</u>月</p> <p data-bbox="1348 1046 1641 1086">新潟県農林水産部</p>	

設計業務等標準仕様書新旧対照表

改正（令和6年4月）	現行（令和5年8月）	備考
<p>目次（略） 項番号の変更については、新旧対照表は省略する。</p> <p>第1章 総則</p> <p>第3101条～第3131条（略）</p> <p>第3132条 安全等の確保 1～4（略） 5 受託者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1)～(3)（略） <u>(4) 受託者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。</u></p> <p>6～8（略）</p> <p>第3133条～第3139条（略）</p> <p><u>第3140条 環境負荷低減への取組み</u> <u>受託者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組みに努めるものとする。</u> <u>1 オフィス、車両、機械等の電気及び燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組み（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）</u> <u>2 臭気や害虫の発生源となるものの適正な管理及び処分</u> <u>3 プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用</u> <u>4 環境負荷低減に配慮した物品の調達</u> <u>5 みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施</u></p> <p>第2章～第5章（略）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章 総則</p> <p>第3101条～第3131条（略）</p> <p>第3132条 安全等の確保 1～4（略） 5 受託者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1)～(3)（略） <u>新設</u></p> <p>6～8（略）</p> <p>第3133条～第3139条（略） <u>新設</u></p> <p>第2章～第5章（略）</p>	<p></p> <p>国（林野庁）改正に準拠</p> <p>国（林野庁）改正に準拠</p>

設計業務等標準仕様書新旧対照表

改正 (令和6年4月)	現行 (令和5年8月)	備考
<p>第6章 林道設計</p> <p>第1 林道設計</p> <p>第3601条～第3603条 (略)</p> <p>第3604条 一車線林道実施設計</p> <p>1 (略)</p> <p>2 業務内容</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>平面設計</u> 平面設計は、現地調査の結果及び設計条件に基づき、線形の再確認及び必要に応じた細部検討を行うものとする。</p> <p>(4) <u>縦断設計</u> 縦断設計は、実測縦断図を用い橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、形式、基本寸法を考慮のうえ、縦断線形を決定し、20m ごとの測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行い、土工計画及び構造物計画等を決定するものとする。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) <u>林業作業用施設の設計計画</u> 林業作業用施設の設計計画は、現地調査の結果及び設計条件及び現場実態等に基づき、適切な種類及び規模を選定し、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(8)～(13) (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第7章 (略)</p>	<p>第6章 林道設計</p> <p>第1 林道設計</p> <p>第3601条～第3603条 (略)</p> <p>第3604条 一車線林道実施設計</p> <p>1 (略)</p> <p>2 業務内容</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>平面・縦断設計</u> 平面設計は、現地調査の結果及び設計条件に基づき、線形の再確認及び必要に応じた細部検討を行うものとする。 (新設)</p> <p>縦断設計は、実測縦断図を用い橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、形式、基本寸法を考慮のうえ、縦断線形を決定し、20m ごとの測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行い、土工計画及び構造物計画等を決定するものとする。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(7)～(12) (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第7章 (略)</p>	<p>国(林野庁)改正に準拠</p>